

男女共同参画推進のための四大学共同宣言

1999年に制定された男女共同参画社会基本法は、個人が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けています。学術・研究分野において主要な役割を担う大学においても、地球規模で生ずるさまざまな問題の解決に向けて貢献するために、さらなる男女共同参画の推進が強く求められています。

このような使命を受けて、関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学の四大学は、次の基本方針に基づき今まで以上に連携し、全学をあげて学内の男女共同参画を推進することをここに宣言します。

- 1、教育・研究・就労の場における多様で優秀な人材の参画と活用を推進します。
- 2、教職員・学生等の人的構成の男女格差を是正し、大学運営の意思決定過程に女性の参画を推進します。
- 3、教職員・学生等が出産・育児・介護と教育・研究・就労を両立できるよう環境整備に努めます。

2012年12月15日

関西大学学長

楠見晴重

関西学院大学学長

井上琢智

同志社大学学長

人平英二

立命館大学学長

川口清史